

「出席扱い制度」の適用とすることができる欠席

2022年12月21日

新型コロナウイルスワクチン接種等

区分	事由	出席停止期間	必要書類	手続きの流れ
ワクチン接種等	新型コロナウイルスワクチンの接種日	ワクチン接種当日	<ul style="list-style-type: none"> ・授業出席扱い制度適用申請書（感染症） ・ワクチン接種日が分かる書類の写し 	「授業出席扱い制度適用申請書（感染症）」に必要事項を記入。 ワクチン接種日が分かる書類の写しを添えて教務係に提出
	新型コロナウイルスワクチンの接種後、それに起因すると思われる副反応がみられた時	接種後原則として2日以内の期間（※1）		

（※1）新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応が2日以上続く場合、また副反応の症状が重い場合については、保健センター（086-252-5722）へ連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その診断結果に基づき、期間の延長を行います。

感染症【新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）】

区分	事由	出席停止期間	必要書類	手続きの流れ		
感染・感染の疑い等	新型コロナウイルス感染症と診断された場合	保健所から通学の許可が出るまで	<ul style="list-style-type: none"> ・授業出席扱い制度適用申請書（感染症） ・病状に関する自己申告書(新型コロナウイルス感染症関係) 	感染が確定した場合／保健所から感染者の濃厚接触者であると判断された場合は、保健所の指示に従い自宅待機。この場合、速やかに保健センター（086-252-5722）に電話で連絡する。 休日は、速やかに「新型コロナ連絡フォーム」にて申告。		
	感染者の濃厚接触者と特定された場合	保健所から通学の許可が出るまで				
	感染者の接触者と特定された場合	検査にて陰性が確認される日まで（陰性が確認された翌日から解除）			保健センター（086-252-5722）に連絡する。	
	風邪の症状（発熱・頭痛・咳・強いだるさ・嗅覚・味覚の異常等）の体調不良の場合	主要症状が消失するまで （* 治癒証明書の提出は不要。かわりに自己申告書の提出を求める。） （* 原則として、本人または保護者による連絡受理日以降を対象開始とする。）			<ul style="list-style-type: none"> ・授業出席扱い制度適用申請書（感染症） ・病状に関する自己申告書(新型コロナウイルス感染症関係) 	風邪の症状（発熱・咳・強いだるさ、嗅覚・味覚の異常等）の体調不良の場合は自宅で休むこと。出校停止基準4に該当するので、保健センター（086-252-5722）に連絡すること。つながらない場合には学生係（086-252-5039）にて対応。
	同居の家族が濃厚接触者または接触者として検査を受けることになった場合	検査にて陰性が確認される日まで（陰性が確認された翌日から解除）			<ul style="list-style-type: none"> ・授業出席扱い制度適用申請書（感染症） ・病状に関する自己申告書(新型コロナウイルス感染症関係) 	保健センター（086-252-5722）に連絡する。
その他	緊急事態宣言の発令があった地域に在住する場合	発令が解除されるまで	<ul style="list-style-type: none"> ・授業出席扱い制度適用申請書（感染症） ・病状に関する自己申告書(新型コロナウイルス感染症関係) ・その他必要書類 	保健センター（086-252-5722）に連絡する。		
	緊急事態宣言とまん延防止重点措置が発令された地域を訪問して自宅に戻った者が、経過観察のため自宅待機する期間	自宅に戻った翌日から10日間				
	慢性的基礎疾患による重症化リスクが考えられる場合	一授業科目について出席扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の5分の1を超えることができない。				
	外務省海外安全ホームページにおいて感染症危険レベル2以上の地域（経由地含む）から帰国・再入国した場合	10日間（国の方針に準ずる）				
	日本の入国制限、日本への渡航制限又は航空機の欠航等により、授業開始までに入国できない場合	国の方針に準ずる				